

自立生活援助の支給について (自立生活援助マニュアル)

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
協力／さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

令和7年2月

目次	頁
はじめに	・・・1
第1 自立生活援助(法第5条第16項)	・・・2
第2 自立生活援助サービス費の支給単位	・・・7
第3 自立生活援助の実施について	・・・11
第4 自立生活援助の提供に際して	・・・15
第5 勤務体制の確保等について	・・・22
『自立生活援助 報酬の算定要件等について』	《別冊》

○このマニュアルで引用される法令、通知の略称

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
⇒ 法
- ・ 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年10月3日条例第43号）
⇒ 条例
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）
⇒ 基準省令
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百二十三号）
⇒ 報酬告示
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
⇒ 解釈通知
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
⇒ 留意事項通知
- ・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について ⇒ 事務処理要領

〇はじめに

自立生活援助は法に基づく条例に具体的な運営に関する規定があります。

自立生活援助は法に基づき都道府県・指定都市・中核市の指定を受けた「指定自立生活援助事業所」が行います。

札幌市では「指定自立生活援助事業所」は同時に地域定着支援を実施する「一般相談支援事業」の指定も受けているところがほとんどなので、地域定着支援を含む地域相談支援を実施することとあわせて、自立生活援助を実施することも多いかと思えます。自立生活援助の従事者は相談支援専門員でなくともよいですが、従事者に地域生活支援員とサービス管理責任者を配置しなくてはならないと条例に定められています。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、基本報酬の改定や集中支援加算が新設され、対象者の明確化と、人員配置基準の弾力化（相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務）等がされました。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） 1,566 単位/月（30人未満）	1,095 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） 1,172 単位/月（30人未満）	821 単位/月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月 * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613 単位/月	（Ⅱ） 3,157 単位/月 （Ⅲ） 2,422 単位/月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日	緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費 315 単位/月 緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位/日	緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位/日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**
* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)

【新設】 集中支援加算	自立生活援助 (Ⅰ)	自立生活援助 (Ⅰ)	自立生活援助 (Ⅱ)	【新設】 自立生活援助 (Ⅲ)	地域定着支援
----------------	---------------	---------------	---------------	-----------------------	--------

このマニュアルでは、自立生活援助の実務に関して、国の法令通知等を中心に解説を入れて説明しております。

第1 自立生活援助(法第5条第16項)

1 サービスの内容(事務処理要領 第2 I 5 (17) ア)

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

2 対象者(事務処理要領 第2 I 5 (17) イ)

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記1の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

(1) 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。

(2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者

(3) 精神科病院に入院していた精神障害者

(4) 救護施設又は更生施設に入所していた障害者

(5) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者

(6) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

(7) 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

(8) 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

3 人員

(1) 地域生活支援員(条例第173条の18第1項第1号・解釈通知第十四 1 (1))

指定自立生活援助事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の地域生活支援員を置く。

指定自立生活援助事業所における地域生活支援員については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、地域生活支援員としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要がある。

なお、当該地域生活支援員の配置は、利用者の数が25人に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が25人又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。

(2) サービス管理責任者の責務（条例第173条の10を準用）

ア サービス管理責任者は、第3の(2)に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(イ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(ウ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

イ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(3) サービス管理責任者（条例第173条の18第1項第2号・解釈通知第十四 1（2））

指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数（利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数）。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

サービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要がある。

指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならないが、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、自立生活援助計画の作成及び提供した指定自立生活援助の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う地域生活支援員

等とは異なる者でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定自立生活援助事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定自立生活援助事業所の利用定員が 20 人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能。

なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められない。

また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人までの自立生活援助計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者が、指定生活介護事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者 1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

(例) 利用者の数が 20 人の指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合。

(4) 一般相談支援事業所との兼務についての特例

(条例第 173 条の 18 第 3 項及び第 4 項・解釈通知第十四 1 (3))

指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。

指定自立生活援助事業所と併設する指定地域移行支援事業所又は指定地域定着支援事業所を一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員については、指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者の職務と兼務して差し支えない。

(5) サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務について

(条例第 173 条の 18 第 6 項・解釈通知第十四 1 (4))

指定自立生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、(3) のアの場合を除き、当該指定自立生活援助事業所に置かれる地域生活支援員の職務と兼務して差し支えない。

(6) 他の事業所との兼務について (条例第 173 条の 18 第 6 項・解釈通知第十四 1 (5))

指定自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を他の事業所又は施設等の職務に従事させることができる。この場合においては、指定自立生活援助事業所の従業者として勤務する時間を、兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできないものとする。

なお、利用者からの相談等の対応に係る業務を考慮し、指定自立生活援助事業所の従業者が、

指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の業務のほか、併設する他の指定障害福祉サービス事業所若しくは指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者の職務と兼務する場合については、サービス提供に支障がない場合として認める。

(7) 管理者の責務（条例第37条を準用）

ア 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

イ 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(8) 管理者の専従（条例第55条①を準用・解釈通知第十四 1（6））

指定自立生活援助事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定自立生活援助事業所の管理業務に従事する。ただし、以下の場合であって、当該指定自立生活援助事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

ア 当該指定自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合

イ 当該指定自立生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定自立生活援助事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合。

4 設備（条例第173条の9を準用・解釈通知第十四 2）

(1) 事務室

指定自立生活援助事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定自立生活援助の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 受付等のスペースの確保

事務室又は指定自立生活援助の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。

(3) 設備及び備品等

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助に必要な設備及び備品等を確保するものとする。

ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定自立生活援助の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び設備等を使用することができる。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

第2 自立生活援助サービス費の支給単位

詳細は、《別冊》『自立生活援助 報酬の算定要件等について』を参照してください。

1 毎月の包括的なサービスの評価

(1) 自立生活援助サービス費（基本報酬）		
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,566 単位/月
	利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	1,095 単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満	1,172 単位/月
	利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	821 単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅲ）	（Ⅰ）か（Ⅱ）の対象者又は自立した地域生活を継続することが困難であるものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合	700/月

(2) 基本報酬の減算		
サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合の減算	減算が適用される月から4月目まで	×70/100
	5月以上連続して減算の場合	×50/100
自立生活援助計画が作成されていない場合の減算	減算が適用される月から2月目まで	×70/100
	3月以上連続して減算の場合	×50/100
標準利用期間超過減算	事業所における利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間の平均値が、18月間を超えている場合。	×95/100
虐待防止措置未実施減算	①虐待防止委員会を定期的を開催することとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ②従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 上記3点を実施していない場合。	×99/100

業務継続計画未策定減算	①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 上記2点を実施していない場合。	×99/100
情報公表未報告減算	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合。	×95/100

2 特に支援が必要となる場合等の評価

加算		
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対して支援を行った場合に算定。	230 単位/月
地域生活支援拠点等 機能強化加算 ＜体制届の提出が必要＞	以下のいずれかに該当する場合に加算する。 ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合 ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合 ※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。	500 単位/月

福祉専門職員配置等加算 ＜体制届の提出が必要＞	地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上の場合に加算する。	(Ⅰ) 450 単位/月
	地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上の場合に加算する。	(Ⅱ) 300 単位/月
	(1) 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業員の割合が100分の75以上であること。 (2) 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業員の割合が100分の30以上であること。 (1)又は(2)のいずれかの場合に加算する。	(Ⅲ) 180 単位/月
ピアサポート体制加算 ＜体制届の提出が必要＞	障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者を、次の従事者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置し、その旨を公表し、配置された者のいずれかにより、事業所の従事者に研修が年1回以上行われている場合に算定。 ・障害者又は障害者であったと市長が認める者 ・管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員	100 単位/月
初回加算	サービスの利用開始月に算定。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定。	500 単位/月
集中支援加算	自立生活援助サービス費(1)を算定する利用者に対して、対面による支援を1月に6日以上実施した場合に算定。	500 単位/月
同行支援加算	居宅への訪問以外に、利用者の外出に同行し、情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定。	2回以下 500 単位/月
		3回 750 単位/月
		4回以上 1000 単位/月

緊急時支援加算 地域生活支援点等の機能を担う場合は、 ＜体制届の提出が必要＞	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急事態、利用者等の要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)に訪問等による支援を行った場合に算定。	(Ⅰ) 711 単位/日 地域生活支援点等の機能を担う場合は +50 単位/日
	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急事態、利用者等の要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定。	(Ⅱ) 94 単位/日
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150 単位/月
日常生活支援情報提供加算	精神科病院等の職員に対して、情報を提供した場合に算定。	100 単位/回 (月一を限度)
居住支援連携体制加算 ＜体制届の提出が必要＞	居住支援法人又は居住支援協議会对して、月に1回以上、必要な情報共有をした場合に算定。	35 単位/月
地域居住支援体制強化 推進加算	居住支援法人と共同して、協議会等に対し、課題を報告した場合に算定。	500 単位/回 (月一を限度)

3 福祉・介護職員等処遇改善加算＜体制届の提出が必要＞

福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	×103/1000
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	×101/1000
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	×86/1000
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	×69/1000
算定要件は、《別冊》『自立生活援助 報酬の算定要件等について』を参照。	

第3 自立生活援助の実施について

自立生活援助の具体的取扱方針については、条例に規定されている。以下に主な項目を掲載するが、実施にあたってはあらかじめ条例及び解釈通知を参照すること

1 指定自立生活援助の取扱方針

(条例第60条を準用・解釈通知第十四 3 (1))

- (1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
- (3) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- (4) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 自立生活援助計画の作成等（条例第61条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（以下、「自立生活援助計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- (3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- (4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- (6) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに（5）に規定する自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- (7) サービス管理責任者は、（5）に規定する自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (8) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。
- (9) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも三月に一回以上、自立生活援助計画の

（6）の個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行うものとする。

(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 定期的に利用者に面接すること。

イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(11) (2)から(8)までの規定は、(9)に規定する自立生活援助計画の変更について準用する。

3 相談及び援助（条例第63条を準用）

指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

4 定期的な訪問等による支援

（条例第173条の22・解釈通知第十四 3（2））

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

5 随時の通報による支援等（条例第173条の23）

(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

4 利用者の生活状況を把握し、適切な支援を行うために、定期的な訪問による支援の内容（訪問した時間帯、利用者の状況、対応の内容等）を具体的に記録する。

5 利用者の心身の状況に応じて、適切な対応を行うために、随時の通報による措置の内容（通報のあった時間、相談又は要請の内容、対応の状況等）を具体的に記録する。

(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

6 運営規程（条例第173条の14を準用）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(8)事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。

7 記録の整備（条例第173条の15を準用）

(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から五年間保存しなければならない。

ア 第4の9に規定する提供した指定自立生活援助に係る必要な記録事項

イ 自立生活援助計画

ウ 第4の14に規定する市町村への通知に係る記録

エ 第4の18に規定する苦情の内容等の記録

オ 第4の19の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4 自立生活援助の提供に際して

1 内容及び手続の説明及び同意（条例第16条を準用）

(1) 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(2) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(2) いわゆる利用契約書

- ・当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・当該事業の経営者が提供する指定自立生活援助の内容
- ・当該指定自立生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・指定自立生活援助の提供開始年月日
- ・指定自立生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面

2 契約支給量の報告等（条例第17条を準用）

(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定自立生活援助の量（以下、「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下、「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

(2) (1)の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

(4) (3)の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

3 提供拒否の禁止（条例第18条を準用）

指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んではならない。

4 連絡調整に対する協力（条例第19条を準用）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

5 サービス提供困難時の対応（条例第20条を準用）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

6 受給資格の確認（条例第21条を準用）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

7 介護給付費の支給の申請に係る援助

（条例第22条を準用）

（1）指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（2）指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

8 身分を証する書類の携行（条例第25条を準用）

指定自立生活援助事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

8 事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

9 サービスの提供の記録（条例第26条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度記録しなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けなければならない。

9 サービスを提供した都度、「自立生活援助提供実績記録票」に支援実績を記録し利用者から同意を得る。

10 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（条例第27条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者が、指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、11の(1)～(3)までに掲げる支払については、この限りでない。

11 利用者負担額等の受領（条例第28条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- (3) 指定自立生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合はそれに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- (4) 指定自立生活援助事業者は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- (5) 指定自立生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

1.2 利用者負担額に係る管理（条例第29条を準用）

指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

1.3 介護給付費の額に係る通知等（条例第30条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

1.4 支給決定障害者等に関する市町村への通知

（条例第36条を準用）

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支

給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

15 掲示（条例第42条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)による掲示に代えることができる。

16 秘密保持等（条例第43条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

17 利益供与等の禁止（条例第45条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの

事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

18 苦情解決（条例第46条を準用）

(1) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都

(1) 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

(2) 当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定自立生活援助事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(6) 指定自立生活援助事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

19 事故発生時の対応（条例第47条を準用）

(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第5 勤務体制の確保等について

1 勤務体制の確保等（条例第40条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しなければならない。
- (3) 指定自立生活援助事業者は、従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。
- (4) 指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 業務継続計画の策定等（条例第40条の2を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 衛生管理等（条例第41条を準用）

- (1) 指定自立生活援助事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなら

2 業務継続計画

・感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

・災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

ない。

(3) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

ア 当該指定自立生活援助事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 当該指定自立生活援助事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3 衛生管理等

- ・専任の感染対策担当者を決めておくことが必要。
- ・感染対策委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的開催。

4 虐待の防止（条例第47条の2を準用）

指定自立生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) (1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- (1)の虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要。虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。
- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
 - ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）
 - ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）